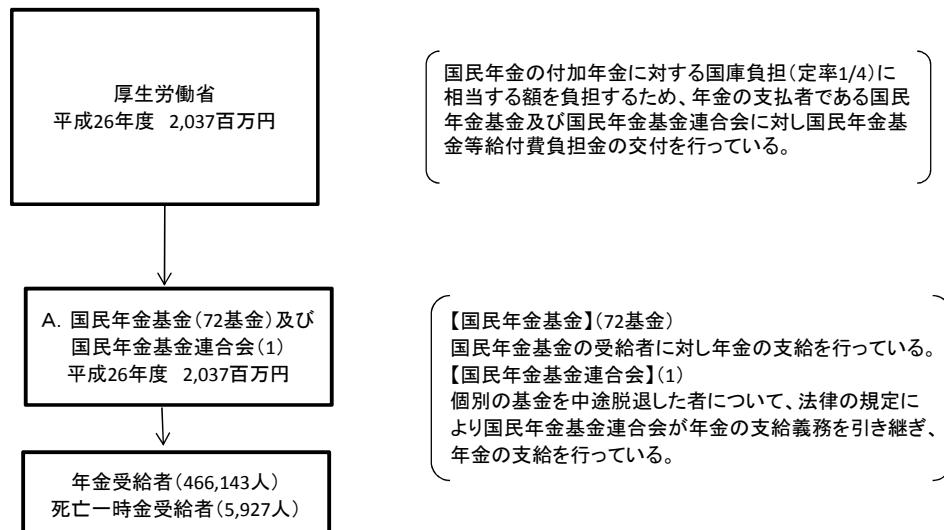


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	①国民年金基金等給付費負担金 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金			担当部局	年金局		作成責任者	
事業開始年度	①平成3年度 ②平成21年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	企業年金国民年金基金課		課長 内山 博之	
会計区分	一般会計			政策・施策名	IX-1-4 企業年金等の適正な運営を図ること			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項 ②公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第141条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第140条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)第5条第9項、第8条第9項			関係する計画、 通知等	—			
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の附加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い事業主等が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の附加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき國の負担が義務づけられているものである。 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主等が存続厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、存続厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、法律により国が存続厚生年金基金及び存続連合会に対し未納掛金に相当する額を交付するよう義務づけられているものである。							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の状況	当初予算	1,530	1,821	2,102	2,384	2,638	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	1,530	1,821	2,102	2,384	2,638		
執行額	1,496	1,773	2,039	—	—			
執行率 (%)	98%	97%	97%	—	—			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	-	-		成果実績	—	—	—	—
				目標値	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—

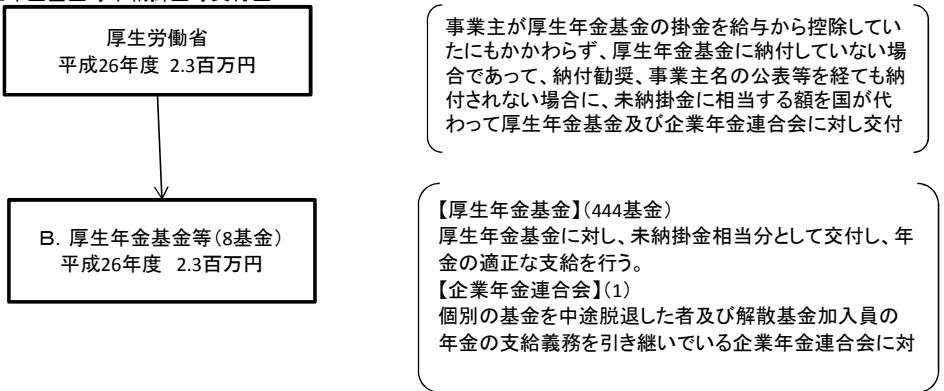
※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

①国民年金基金等給付費負担金



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

②厚生年金基金等未納掛金等交付金



A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付費	国民年金基金の年金給付費の一部に充当	199			
計		199	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
年金給付費	未納掛金に充当	0.8			
計		0.8	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	199	—	—
2	国民年金基金連合会		183	—	—
3	大阪府国民年金基金		145	—	—
4	愛知県国民年金基金		121	—	—
5	埼玉県国民年金基金		91	—	—
6	神奈川県国民年金基金		81	—	—
7	千葉県国民年金基金		74	—	—
8	全国農業みどり国民年金基金		70	—	—
9	兵庫県国民年金基金		61	—	—
10	静岡県国民年金基金		54	—	—

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本紙器厚生年金基金	未納掛金に充当	0.8	—	—
2	関東ITソフトウェア厚生年金基金		0.5	—	—
3	日本産業機械工業厚生年金基金		0.3	—	—
4	三重県トラック事業厚生年金基金		0.1	—	—
5	北海道印刷工業厚生年金基金		0.1	—	—
6	企業年金連合会		0.1	—	—
7	東京都自動車整備厚生年金基金		0	—	—
8	東北七県電気工事業厚生年金基金		0	—	—
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					